

奈良県告示第二百八十一号

昭和四十六年十一月奈良県告示第三百七十九号（民生委員の定数及び民生委員協議会を組織する区域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十五年十二月一日から施行する。

平成二十五年十一月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

第一号中「二、二四五人」を「二、二五〇人」に改め、同号の表中「三六」を「三八

」に、

三七	四五
を	
四〇	四五

」に改める。